

予納郵便切手一覧表(さいたま簡易裁判所)

(令和5年10.1郵便料金改定)

	訴訟 (通常・少額)		控訴 (原審簡裁)		抗告 (原審簡裁、 相手方なし)		調停			訴え提起前の和解		公示催告		支払督促					
	一般		特定調停		支払督促		仮執行宣言付き												
合計	6,000円		4,800円		2,600円		3,000円			470円		224円		2,490円		1,288円 <small>(通常はがきの料金を除いた合計金額)</small>		1,298円	
内 訳	500円	8枚	500円	8枚	500円	4枚	500円	4枚	84円	5枚	100円	1枚	500円	4枚	500円	2枚	500円	2枚	
	100円	10枚	100円	4枚	100円	3枚	100円	4枚	10円	5枚	84円	1枚	100円	1枚	100円	1枚	100円	1枚	
	84円	5枚	84円	2枚	84円	2枚	84円	5枚			10円	4枚	84円	3枚	94円	1枚	94円	2枚	
	50円	5枚	50円	2枚	20円	3枚	10円	16枚					50円	2枚	84円	1枚	10円	1枚	
	20円	10枚	20円	3枚	10円	6枚	2円	10枚					10円	3枚	10円	1枚	通常はがき	1枚	
	10円	10枚	10円	5枚	2円	4枚							2円	4枚	通常はがき	1枚			
	2円	10枚	2円	6枚	1円	4枚													
	1円	10枚	1円	10枚															
備 考	当事者1名増すごとに1,194円分を2組(2,388円)追加 内訳 500円 4枚 100円 2枚 84円 2枚 10円 2枚 ただし、原告が複数であっても共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。		当事者1名増すごとに1,194円分を2組(2,388円)追加 内訳 500円 4枚 100円 2枚 84円 2枚 10円 2枚 ただし、控訴人が複数であっても共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。		当事者1名増すごとに、上記の組み合わせ2,600円分を1組追加 ただし、抗告人が複数であっても共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。		当事者1名増すごとに1,428円分を1組追加 内訳 500円 2枚 100円 2枚 84円 2枚 10円 6枚 ただし、申立人が複数であっても共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。			双方へ和解調書正本の特別送達が必要な場合は、1,204円分を2組(2,408円)追加 内訳 500円 4枚 100円 2枚 84円 2枚 10円 4枚		当事者1名増すごとに1,204円分を1組及び通常はがき1枚を追加 内訳 500円 2枚 100円 1枚 94円 1枚 10円 1枚		当事者1名増すごとに1,204円分を1組及び通常はがき1枚を追加 内訳 500円 2枚 100円 1枚 94円 1枚 10円 1枚		※ 上記郵便切手額は50グラムまでの料金です。支払督促申立書の枚数が7枚を超えるときは、管轄裁判所にお問合せください。			